

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務経済委員会 10人

- ア 企画財政部の所管に属する事項
- イ 総務部の所管に属する事項
- ウ 産業部の所管に属する事項
- エ 建設部の所管に属する事項
- オ 消防局の所管に属する事項
- カ 会計管理者の所管に属する事項
- キ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- ク 農業委員会の所管に属する事項
- ケ 公平委員会の所管に属する事項
- コ 監査委員の所管に属する事項
- サ 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
- シ 他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 福祉環境委員会 9人

- ア 市民生活部の所管に属する事項
- イ 福祉保健部の所管に属する事項
- ウ 病院事業局の所管に属する事項
- エ 上下水道局の所管に属する事項

(3) 教育スポーツ委員会 9人

教育委員会の所管に属する事項

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

(平17条例141・平17条例303・平19条例27・平19条例28・平20条例35・平21条例40・平22条例36・平23条例22・平24条例38・平25条例9・平26条例69・平27条例28・平29条例21・平31条例96・令3条例25・令4条例20・一部改正)

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前10日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(常任委員の任期の起算)

第4条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(議会運営委員会の設置)

第4条の2 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、9人とする。

3 前2条の規定は、議会運営委員会の委員について準用する。

(平17条例141・平17条例303・平19条例28・令3条例25・令3条例27・一部改正)

(特別委員会の設置)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会を設置されたものとする。

3 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

4 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(平25条例9・一部改正)

(委員の選任)

第6条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議にはかつて指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議にはかつて当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第3項の例による。

(平19条例27・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第7条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第8条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第9条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第10条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第11条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第12条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

(平19条例27・一部改正)

(招集)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(委員会の開会方法の特例)

第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症又は災害等の発生等により委員が委員会の場所に参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第18条第1項の秘密会については、オンラインによる方法は、適用しない。

2 前項の規定により開かれる委員会において、オンラインによる方法で参加を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て、委員会に参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(令4条例24・追加)

(定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の委員長又は委員は、第13条の2第2項の許可を得て、委員会に参加しているときは、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(令4条例24・一部改正)

(傍聴の取扱)

第17条 委員会は、公開とする。

2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(秘密会)

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会にはかって決める。

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受

けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(平27条例28・一部改正)

(秩序保持に関する措置)

第20条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(平19条例27・一部改正)

(公聴会開催の手續)

第21条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第23条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者のうちから、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者のうちに、その案件に対し賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第25条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第27条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第24条(公述人の発言)、第25条(委員と公述人の質疑)及び第26条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(記録)

第28条 委員長は、職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

(平19条例27・一部改正)

(会議規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 尾道市議会委員会条例(昭和34年条例第16号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

3 この条例施行の際現に旧条例の規定による常任委員会、特別委員会の委員、委員長及び副委員長の職にある者は、この条例の規定によりそれぞれ指名又は互選されたものとみなす。

4 この条例施行の際現に旧条例の規定による各委員会に付託されている事件については、この条例の規定による各委員会に付託されたものとみなす。

5 第2条第1項第1号の規定にかかわらず、尾道市議会委員会条例の一部を改正する条例(令和3年条例第25号)の施行の日から同日以後現に在職する議員の任期が満了する日までの間は、総務経済委員会の委員の定数は、9人とする。

(平28条例65・追加、令3条例25・一部改正)

付 則(昭和50年10月18日条例第58号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(昭和50年条例第56号)の施行の日(昭和50年11月1日)から施行する。

付 則(昭和53年4月13日条例第20号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(昭和53年条例第19号)の施行の日から施行する。

付 則(昭和54年10月20日条例第41号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(昭和54年条例第30号)の施行の日から施行する。

付 則(昭和57年8月1日条例第34号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(昭和57年条例第33号)の施行の日(昭和57年8月1日)から施行する。

付 則(昭和58年3月24日条例第8号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号及び第4号中委員の定数に関する改正規定は、昭和58年5月1日から施行する。

付 則(昭和62年3月24日条例第13号)

この条例は、昭和62年5月1日から施行する。

付 則(平成元年3月23日条例第22号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

付 則(平成3年9月27日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成5年3月24日条例第18号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成5年条例第1号)の施行の日(平成5年4月1日)から施行する。

付 則(平成8年3月26日条例第18号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成8年条例第3号)の施行の日(平成8年4月1日)から施行する。

付 則(平成9年3月26日条例第31号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成9年条例第7号)の施行の日(平成9年4月1日)から施行する。

付 則(平成9年6月13日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年3月25日条例第26号)

この条例は、尾道市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成10年条例第23号)及び尾道市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例(平成10年条例第25号)の施行の日(平成10年4月1日)から施行する。

付 則(平成11年3月25日条例第23号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成11年条例第3号)の施行の日から施行する。ただし、第2条第1号中委員の定数に関する改正規定、同条第2号及び第4号の改正規定は、平成11年5月1日から施行する。

付 則(平成11年12月15日条例第49号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成11年条例第42号)の施行の日(平成12年4月1日)から施行する。

付 則(平成12年3月22日条例第41号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第28条第1項の改正規定は、尾道市情報公開条例(平成12年条例第8号)の施行の日から施行し、この条例による改正後の尾道市議会委員会条例第28条第1項の規定は、同日以後に開会される会議の記録から適用する。

付 則(平成13年3月23日条例第32号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成13年条例第7号)の施行の日から施行する。

付 則(平成13年9月10日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年3月19日条例第25号)

この条例は、平成15年5月1日から施行する。ただし、第2条第3号アの改正規定は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成15年条例第22号)の施行の日から施行する。

付 則(平成16年3月24日条例第28号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成16年条例第5号)の施行の日から施行する。

付 則(平成17年3月23日条例第141号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の尾道市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による各常任委員会及び議会運営委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、改正後の尾道市議会委員会条例の規定による各常任委員会及び議会運営委員会の委員となるものとし、その任期は、改正前の条例の規定による各常任委員会及び議会運営委員会における委員の残任期間とする。

3 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定による各常任委員会及び議会運営委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定により、当該事件を所管することとなる常任委員会及び議会運営委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成17年12月21日条例第303号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の尾道市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による各常任委員会及び議会運営委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、改正後の尾道市議会委員会条例の規定による各常任委員会及び議会運営委員会の委員となるものとし、その任期は、改正前の条例の規定による各常任委員会及び議会運営委員会における委員の残任期間とする。

3 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定による各常任委員会及び議会運営委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定により、当該事件を所管することとなる常任委員会及び議会運営委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成19年3月22日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の尾道市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による総務委員会及び文教経済委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、改正後の尾道市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による総務委員会及び文教経済委員会の委員となるものとし、その任期は、改正前の条例の規定による総務委員会及び文教経済委員会における委員の残任期間とする。

3 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定による総務委員会及び文教経済委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定により、当該事件を所管することとなる総務委員会及び文教経済委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成19年3月22日条例第28号)

この条例は、平成19年5月1日から施行する。

付 則(平成20年3月19日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の尾道市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による総務委員会及び文教経済委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、改正後の尾道市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による総務委員会及び文教経済委員会の委員となるものとし、その任期は、改正前の条例の規定による総務委員会及び文教経済委員会における委員の残任期間とする。

3 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定による総務委員会及び文教経済委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定により、当該事件を所管することとなる総務委員会及び文教経済委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成21年9月7日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の尾道市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による総務委員会、文教経済委員会及び建設委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、改正後の尾道市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による総務委員会、文教委員会及び産業建設委員会の委員となるものとし、その任期は、改正前の条例の規定による総務委員会、文教経済委員会及び建設委員会における委員の残任期間とする。

3 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定による総務委員会、文教経済委員会及び建設委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定により、当該事件を所管することとなる総務委員会、文教委員会及び産業建設委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成22年6月21日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の尾道市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による総務委員会及び文教委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、改正後の尾道市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による総務委員会及び文教委員会の委員となるものとし、その任期は、改正前の条例の規定による総務委員会及び文教委員会における委員の残任期間とする。

3 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定による総務委員会及び文教委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定により、当該事件を所管することとなる総務委員会及び文教委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成23年3月16日条例第22号)

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

付 則(平成24年3月22日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の尾道市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による総務委員会、民生委員会及び文教委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、改正後の尾道市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による総務委員会、民生委員会及び文教委員会の委員となるものとし、その任期は、改正前の条例の規定による総務委員会、民生委員会及び文教委員会における委員の残任期間とする。

3 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定による総務委員会、民生委員会及び文教委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定により、当該事件を所管することとなる総務委員会、民生委員会及び文教委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成25年2月26日条例第9号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する日から施行する。

付 則(平成26年3月19日条例第69号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の尾道市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による総務委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、改正後の尾道市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による総務委員会の委員となるものとし、その任期は、改正前の条例の規定による総務委員会における委員の残任期間とする。

3 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定による総務委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定により、当該事件を所管することとなる総務委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成27年3月18日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の尾道市議会委員会条例第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の尾道市議会委員会条例第19条の規定は、なおその効力を有する。

付 則(平成28年12月21日条例第65号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の尾道市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による総務委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、改正後の尾道市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による総務委員会の委員となるものとし、その任期は、改正前の条例の規定による総務委員会における委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定による総務委員会に付託されている事件は、改正後の条例付則第5項の規定により、当該事件を所管することとなる総務委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成29年3月15日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の尾道市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による総務委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、改正後の尾道市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による総務委員会の委員となるものとし、その任期は、改正前の条例の規定による総務委員会における委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定による総務委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定により、当該事件を所管することとなる総務委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成31年3月20日条例第96号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号の改正規定は、同年5月1日から施行する。

付 則(令和3年3月23日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日以後最初に招集される尾道市議会の定例会の開会の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尾道市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第4条の2第2項の規定は、この条例の施行の日以後に選任される議会運営委員会の委員の定数について適用し、当該選任前の議会運営委員会の委員の定数については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の尾道市議会委員会条例の規定による各常任委員会及び議会運営委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定により、当該事件を所管することとなる常任委員会及び議会運営委員会に付託されたものとみなす。

付 則(令和3年6月14日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和4年3月23日条例第20号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

付 則(令和4年6月14日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。